

水力発電設備に係る一般用電気工作物の範囲の変更及びダム水路主任技術者等の選任が不要となる水力発電所等の範囲の変更に伴う電気事業法施行規則の一部改正並びに関係告示の制定及び廃止に関する意見の募集について

平成27年3月13日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では別紙のとおり、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部改正並びに関係告示の制定及び廃止を予定しています。

つきましては、本件に関し広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領にて意見募集を行います。

2. 意見公募の対象

- ・電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文
- ・電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第四項第三号ロの特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1（1）の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1（2）の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタービンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号（一）下欄の（1）の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備並びに同号（一）下欄の（2）の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を定める告示案

3. 資料入手方法

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【経済産業省HP】 <http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成27年3月13日（金）～平成27年4月12日（日）

FAX、電子メールの場合は午後5時まで、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8986

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通保安グループ 電力安全課 パブリックコメント担当 あて

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛てにお送りください。

F A X番号：03-3580-8486

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法施行規則の一部改正並びに関係告示の制定及び廃止に対する意見募集について」等としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただきました御意見につきましては、最終的な決定における参考にさせていただきます。なお、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

電気事業法施行規則の一部改正並びに関係告示の制定及び廃止に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・ 意見内容 ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 	